

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年一月二十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

#### 一 届出事項の概要

##### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルイ久世店

所在地 真庭郡久世町大字久世二九三五一一

##### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ボンエース

住所 真庭郡勝山町大字勝山四五九

代表者の氏名 代表取締役社長 廣岡 優

##### 3 変更事項

(変更前)

- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 二千九百四十八平方メートル
- (2) 荷さばき施設の面積 九十二平方メートル
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前十時
- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻  
午後九時（ただし年間九十日に限り午後十時）
- (5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前九時三十分から午後九時三十分まで（ただし、年間九十日に限り  
午前九時三十分から午後十時三十分まで）

(変更後)

- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千三百六十平方メートル
- (2) 荷さばき施設の面積 百三十二平方メートル
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前九時
- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後十時
- (5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から午後十時三十分まで

##### 4 変更年月日

- (1) 平成十七年一月十六日（大規模小売店舗内の店舗面積の合計、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻、大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻及び来客が駐車場を利用することができる時間帯）
- (2) 平成十七年九月十五日（荷さばき施設の面積）

二 届出年月日

平成十七年一月十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十七年一月二十五日から平成十七年五月二十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び真庭地方振興局総務振興部総務振興課